

日向市結婚新生活応援事業補助金Q&A

No	質問	回答
1	婚姻前に住宅を取得した場合も対象となりますか。	婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であることが条件です。
2	婚姻前に賃借した場合も対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の一方が、婚姻前から賃借していた物件であれば、同居後に生じた費用が対象です。 ・夫婦が婚姻前から同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用が対象となります。ただし、婚姻を機に新たに賃貸する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることが分かる場合は同居開始日から補助対象となります。
3	住宅取得の経費の対象となるのは具体的にどのような経費ですか。	建物の購入費(ローン可)のみが対象です。 ※土地購入代や住宅ローン手数料等は対象外です。
4	住宅賃借に係る経費の対象となるのは具体的にどのような経費ですか。	<p>賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象です。 ※駐車場代、清掃費、鍵交換台、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、契約一時金、保証金等は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場代…家賃と一体不可分の場合は対象と出来る場合もあります。 ・契約一時金、保証金…敷金、礼金、仲介手数料と同一のものと判断できる場合に限り対象となりえます。
5	夫婦以外の名義で契約した住宅取得費用や住宅賃借費用は対象となりますか。	<p>対象外です。 ただし、夫婦以外が名義人であるが、夫婦のいずれかが費用を支払っており、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情があることを客観的に確認できる場合は対象となりえます。</p>

6	<p>単身赴任の場合は対象となりますか。</p>	<p>夫婦の主たる生活拠点が市内の住宅である場合は対象となります。(単身赴任先の住宅賃借等に係る経費は対象外です。)</p>
7	<p>貸与型奨学金の返済額が分かる書類とはどのような書類ですか。</p>	<p>奨学金返還証明書又は支払額及び支払先が明記された通帳等の写しです。</p>
8	<p>支払いを証する書類とはどのような書類ですか。</p>	<p>領収書、支払い口座の写し、クレジットカードの明細書等です。</p>
9	<p>ローンで住宅を取得した場合、支払いを証する書類は何を提出すれば良いですか。</p>	<p>対象期間における手付金の領収書のほか、ローンの返済予定表、対象期間の返済額が分かる口座の写し等です。</p>